

159

## 岡本桜坂

|      |                           |                          |              |                            |
|------|---------------------------|--------------------------|--------------|----------------------------|
| 協定区域 | 東灘区岡本7丁目の一部<br>(裏面 区域図参照) |                          | 認可・更新<br>年月日 | 認可 2010年6月1日               |
|      | 面積                        | 14,786.80 m <sup>2</sup> |              | 更新 2021年8月30日              |
| 用途地域 | 第1種低層住居専用地域               |                          | 有効期間         | 2021年8月30日～2031年8月29日(10年) |

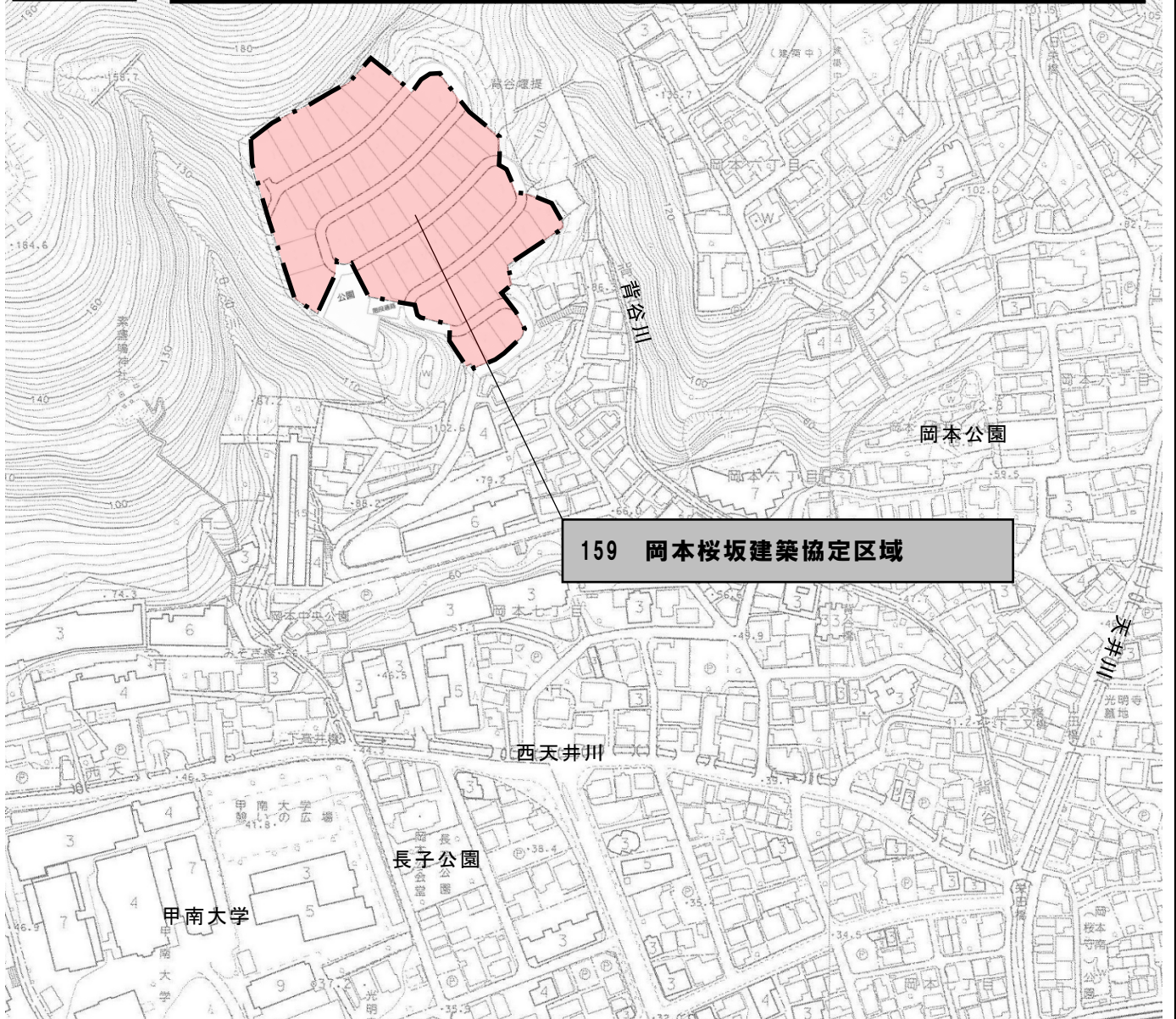
## 協定内容の概要

- (1) 敷地の区画を変更してはならない。但し、2区画以上の連続した区画を併合し、1区画として利用することができる。
- (2) 敷地の地盤高は、当該敷地の造成完了時の地盤の高さを変更してはならない。但し、建築物の基礎工事及び造園工事のための整地並びに自動車車庫築造に必要な最低限の変更についてはこの限りではない。
- (3) 造成完了時の擁壁の形態、仕上げ及び構造は、変更してはならない。
- (4) 道路境界線から0.5mの範囲内においては、門柱又は塀を設置してはならない。
- (5) 区画番号1～7, 11～19, 22～28, 31～40の敷地において、道路境界線から3.5mの別図2に示す範囲内においては、建築物を建築し、又は工作物を築造してはならない。
- (6) 区画番号20, 21の敷地において、敷地内擁壁の前面から北側1.5mの位置より南側の別図2及び別図3に示す範囲内においては、建築物を建築し、又は工作物を築造してはならない。
- (7) 建築物の用途は、一戸建ての専用住宅又はこれに付属する物置若しくは自動車車庫とする。
- (8) 建築物の屋根、壁面等は、健全な住宅街にふさわしい調和のあるものとし、原則としてその基調色は無彩色とする。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

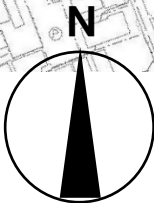
|          |     |
|----------|-----|
| 運営委員会連絡先 | 委員長 |
|----------|-----|

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

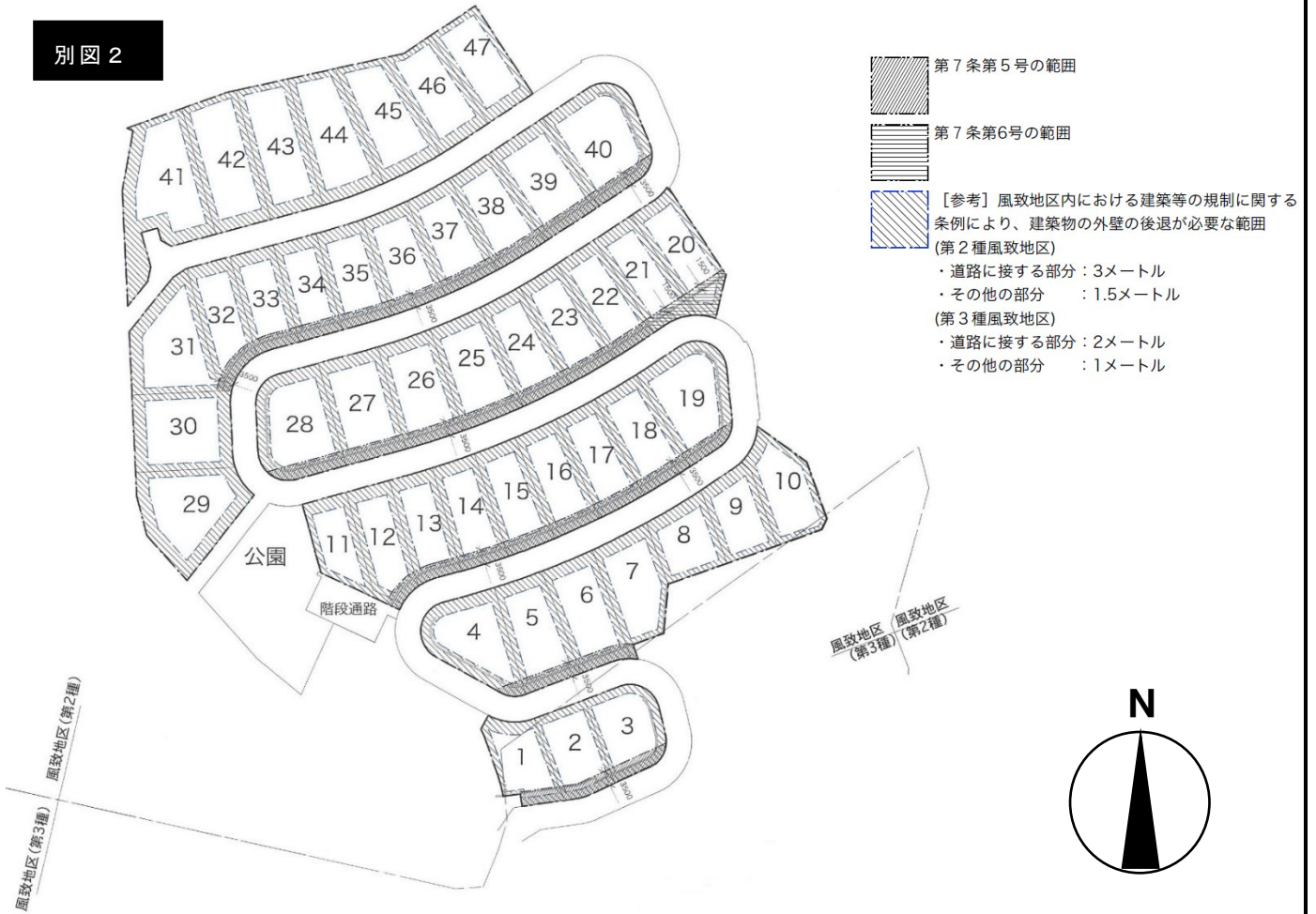


159 岡本桜坂建築協定区域

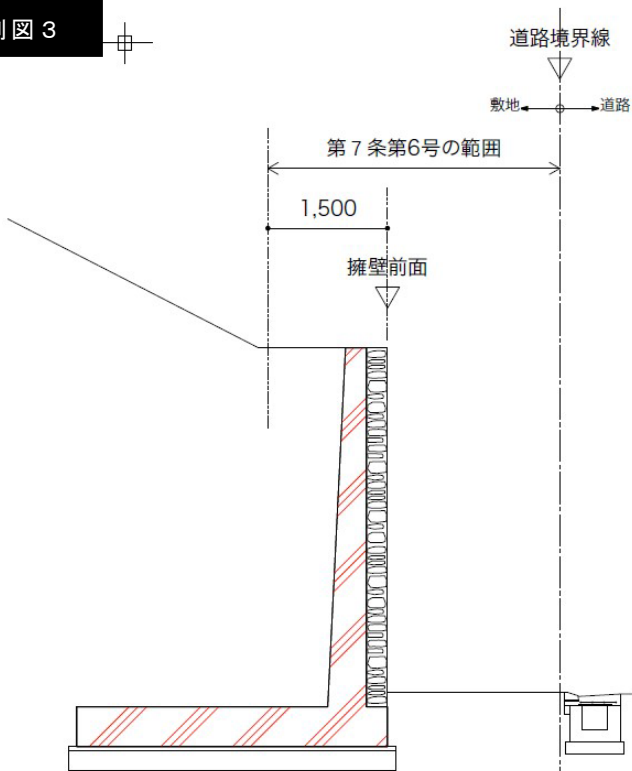
位置図



別図 2



別図 3



岡本桜坂建築協定区域  
建築・築造禁止範囲

[区画番号20、21]

